

広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等の概要

区 分	グループⅠ 〔中景、遠景に特に配慮する区域〕	グループⅡ 〔街のにぎわいを踏まえながら遠景に配慮する区域〕	グループⅢ 〔周辺環境と調和させる区域〕
	◎原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（Ａ～Ｄ地区） ◎平和大通り沿道地区 ◎縮景園周辺地区 ◎不動院周辺地区 ◎広島東照宮・國前寺周辺地区 ◎広島城・中央公園地区 ◎広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道から25m以内）	◎原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（Ｅ地区） ◎リバーフロント・シーフロント地区 ◎西風新都地区 ◎広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道から25m超） ◎広島駅南口地区 ◎広島市民球場周辺地区 ◎都心幹線道路沿道地区 ◎宇品みなと地区	一般区域
広告物に関する基本的考え方	景観計画重点地区のうち、原爆ドーム、平和記念公園、平和大通りなど <u>平和都市を象徴する景観や歴史的・文化的価値を象徴する景観に配慮し、中景、遠景においては特に景観上の配慮を要請</u> する区域	景観計画重点地区のうち、広告物の大きさや位置、色彩等デザインを工夫するなど、 <u>一定のルールのもと都市の活力とにぎわいを演出</u> する区域	広告物の大きさを規制することにより、 <u>周辺の自然環境や街並み等と調和</u> させる区域
広告物の設置高さの制限	<u>10m以下</u> （10m超：ビル名称等のみ可） 不動院周辺地区のみ <u>7m以下</u> （7m超：ビル名称等のみ可） ※平和記念公園、平和大通り（原爆ドームＡ～Ｄ地区に限る）、縮景園から見える場所 →原則、掲出不可 ※平和大通り（原爆ドームＡ～Ｄ地区を除く）から見える場所 →10m以下はビル名称等及び店名のみ可	<u>20m以下</u> （20m超：自家用広告物のみ可） ※平和記念公園から見える場所 →原則、掲出不可 ※河川・港湾から見える場所 →10m以下とし、ビル名称等又は店名のみ可（10m超：ビル名称等のみ可）	—
壁面利用広告物の総量規制	高さ制限値以下の1壁面の <u>1／5以下</u> かつ <u>30㎡以下</u> （不動院周辺地区のみ <u>20㎡以下</u> ）	〔高さ制限値以下の1壁面の壁面面積が300㎡以下の場合〕 高さ制限値以下の1壁面の <u>1／3以下</u> （100㎡まで可） 〔高さ制限値以下の1壁面の壁面面積が300㎡超の場合〕 <u>100㎡+</u> 高さ制限値以下の <u>超過部分の壁面の1／5以下</u> ただし <u>広告物1個の大きさは100㎡以下</u> 【リバーフロント・シーフロント地区のみ】 〔高さ制限値以下の1壁面の壁面面積が180㎡以下の場合〕 高さ制限値以下の1壁面の <u>1／3以下</u> （60㎡まで可） 〔高さ制限値以下の1壁面の壁面面積が180㎡超の場合〕 <u>60㎡+</u> 高さ制限値以下の <u>超過部分の壁面の1／5以下</u> ただし <u>広告物1個の大きさは60㎡</u> ）	1壁面の <u>1／3以下</u>
広告物の色彩の規制	地色彩度→ <u>暖色8以下、寒色6以下</u> （小規模なものは対象外）	地色彩度→ <u>10以下</u> （小規模なものは対象外） ※河川・港湾から見える場所 →暖色8以下、寒色6以下	—
屋上広告物の設置の制限	広告物の <u>設置高さ制限値以下</u> ※平和記念公園、平和大通り、縮景園、河川から見える場所→設置不可	広告物の <u>設置高さ制限値以下</u> ※平和記念公園、平和大通り、河川・港湾から見える場所→設置不可	—
自家用広告物への限定 （第三者広告の禁止）	<u>自家用広告物のみ可</u>	—	—

※ 景観形成広告整備地区の屋外広告物景観形成指針に基づく景観誘導内容